

高萩・北茨城広域事務組合生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

令和元年10月9日
規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、高萩・北茨城広域事務組合生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例（令和元年高萩・北茨城広域事務組合条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧等の告示事項)

第3条 条例第3条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力（施設が最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧に供する日等)

第4条 報告書の公衆への縦覧は、高萩・北茨城広域事務組合の休日を定める条例（令和元年高萩・北茨城広域事務組合条例第3号）に定める組合の休日以外の日に行うものとする。

2 前項の縦覧の時間は、午前9時から午後5時までとする。

(縦覧の手続)

第5条 報告書を縦覧しようとする者（次条において「縦覧者」という。）は、縦覧簿に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第6条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書を改ざんし、汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の提出)

第7条 意見書の提出は、一般廃棄物処理施設の設置等に関する意見書（別記様式）によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。